

生徒に対する「わいせつな行為」根絶のための校内ルール

長野県須坂創成高等学校

本校では、今後とも徹底した安全安心な学校づくりを目指して、生徒の人権を踏みにじる不適切な行為は、いかなる事由でもその軽重を問わず絶対に起こさないとの固い決意をもち、教職員全員が教育活動に取り組むものとする。

○生徒に対する「わいせつな行為」の根絶に向けた校内ルール

- (1) 生徒と相談等を行う場合、教室や研究室等の隔離された状態で、1対1にならぬようとする。やむを得ない場合は、校長等に予め連絡の上、指定された場所でドアを開放して行う。緊急に対応する必要が生じた場合は、事後速やかに管理職に報告する。また、自車による送迎や引率により生徒と2人だけになるような状況は極力避け、必要な場合は事前に管理職に申し出るか保護者の了承を得る。
- (2) 教室、研究室、その他諸室の管理等を適正に行う。ドアの小窓などにポスター等の掲示物は貼らず、外から誰もが見えるようにする。ドアの小窓の設置等が難しい室は、管理者を管理職とし、隨時、使用状況等を確認する。部屋を1人の教職員のみが管理しないよう、鍵の複数化や教務室等での保管をする。
- (3) 職員は私的な電話、メール、SNS等によるやり取りを生徒と行わない。
- (4) 生徒の身体へは、安全確保等社会通念上認められる場合を除き接触しない。
- (5) 教育目的外はもちろん、教育目的でも不必要的生徒の撮影および録画をしない。
- (6) 教育目的外で生徒に対して性に関する話を話題にしたり、質問したりすることはしない。
- (7) わいせつな行為が疑われるときはもとより、研究等の管理が不適切であったり、指導方法に疑問を感じるときは、躊躇することなく校長等に報告する。あるいは、校内相談窓口または校外通報・相談窓口へ連絡をする。

【校内相談窓口】

- | | |
|-------|--------------------|
| 教務室 | 教頭 |
| 教育相談室 | 特別支援コーディネーター・教育相談係 |
| 生徒指導室 | 生徒指導主事 |
| 保健室 | 養護教諭 |